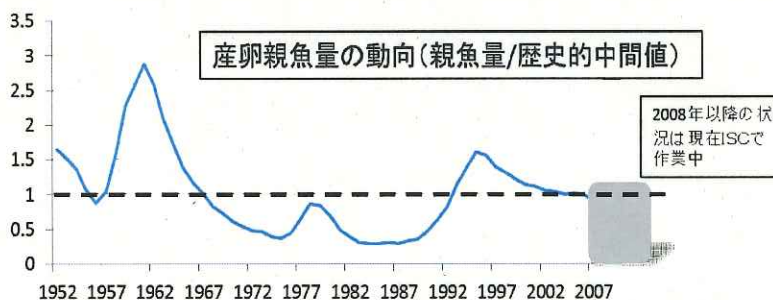


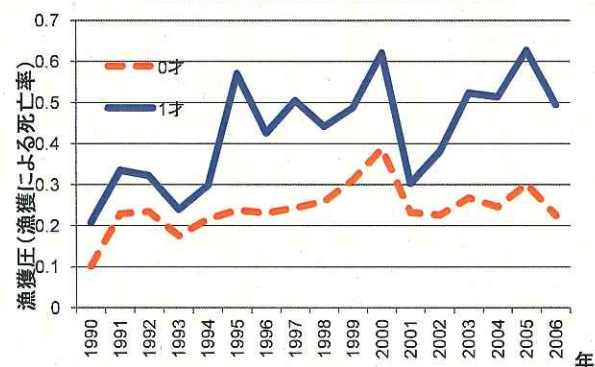
太平洋クロマグロの管理強化の取組 状況と今後の対応について

平成24年11月
水産庁

太平洋クロマグロの資源状況



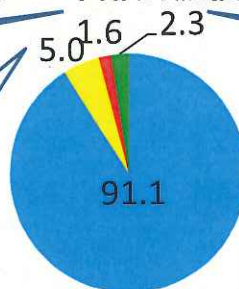
未成魚(ヨコワ)に対する
漁獲圧の動向



太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合(%)

3歳魚: 主として日本海のまき網が漁獲

2歳魚: 主としてメキシコのまき網が漁獲



4歳魚以上: 主として津軽海峡の延縄、一本釣りが漁獲

0~1歳魚(ヨコワ): 主として九州、韓国のまき網、西日本の曳き網が漁獲

➡ 主たる削減対象

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づく基本方針(平成24年4月に変更)

- 2 まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項
太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲が抑制・削減、親魚資源の持続的利用が図られるよう、まぐろ資源の保存及び管理の強化に必要な措置を積極的に講ずる。
- (1) 国際機関におけるまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置の設定に資するための施策
- ① 漁獲量、漁獲努力量、養殖生産量等の漁業データ及び漁獲物の年齢組成等の科学的データの収集
- (2) 保存管理措置の有効性を確保するための施策
- ① 養殖業の実施状況の把握



「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」の概要(平成22年5月11日農林水産省プレスリリース発表)

1. 基本的な対応
未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進。資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的(5～10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理。
2. 施策
- 1の実現に向けて、本年度から国内における資源管理の強化、国際交渉への対応及びこれらを支える調査研究の強化について、以下の施策を順次実施。
- (1) 国内の資源管理措置の強化
- 22年度中に次の事項を含む資源管理の計画策定等を行い、23年度から実施。
- ① 沖合漁業：大中型まき網漁業について、未成魚等の漁獲抑制・削減措置の導入
- ② 沿岸漁業：曳き縄漁業等について、届出制の導入、漁獲実績報告の義務化
- ③ 養殖業：くろまぐろ養殖場について、登録制の導入、養殖実績報告の義務化
- 上記計画の円滑な実施を促進するため、漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討。
- (2) 国際交渉対応
WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)の保存管理措置について、未成魚の漁獲抑制・削減の方針を反映するとともに、韓国への参加を促す。また、メキシコ(非加盟国)に対し保存管理措置への協力を要請。
- (3) 調査研究の強化
漁獲情報収集の迅速化、調査研究体制の強化を図る。

我が国の太平洋クロマグロの資源管理強化の取組状況

		措置の内容	22年度	23年度	24年度
漁業管理	沿岸漁業	定置漁業の免許数抑制	22年1月		
		曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化(日本海・九州西)		23年4月～	
		曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化(太平洋、瀬戸内海)			24年4月～
	沖合漁業	まき網漁業の漁獲量管理(九州西・日本海側)		23年4月	
		まき網漁業の漁獲量管理(太平洋側)			24年4月
	養殖業	クロマグロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化	23年1月		
		養殖実績の公表	23年1月～12月	24年1月 3月	
			収集 公表		
輸入管理	韓国産クロマグロ	輸入情報収集	22年1月		
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請		23年1月	
	メキシコ産クロマグロ	輸入情報収集		23年2月	
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請			23年9月



新たなWCPFC保存管理措置を踏まえた国内措置の見直しを検討

沿岸漁業の管理強化

広域漁業調整委員会の海域区分

曳き縄漁業等の自由漁業の届出制
移行、漁獲実績報告の義務化
(平成23年4月から順次実施)

- 動力漁船を使用してクロマグロをとることを目的とする漁業を営む者を対象に届出制移行、漁獲実績(水揚げ市場、漁業の方法、操業海域、漁獲量(鮮魚・養殖用種苗の別))の報告を義務付け
【法的根拠: 漁業法(広域漁業調整委員会指示)】

日本海・九州西(平成23年4月から実施)
(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第28号)

瀬戸内海(平成24年4月から実施)
(瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第20号)

太平洋(平成24年4月から実施)
(太平洋広域漁業調整委員会指示第12号)

定置漁業の免許数抑制
(平成22年1月から実施)

- クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数の抑制等
【法的根拠: 漁業法】

農林水産大臣から各都道府県知事に指示

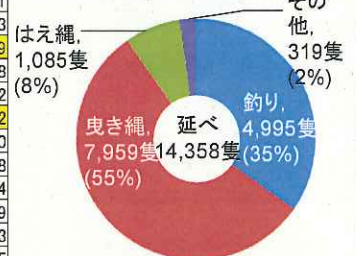
全海域における沿岸クロマグロ漁業の届出状況

○届出件数

北海道	121	新潟	106	徳島	251
青森	455	富山	17	愛媛	63
宮城	7	石川	778	高知	1,159
秋田	78	静岡	528	福岡	588
山形	86	愛知	1	佐賀	42
福島	126	三重	1,058	長崎	1,932
茨城	324	兵庫	40	熊本	50
千葉	464	和歌山	1,080	大分	58
東京	533	島根	100	宮崎	414
神奈川	124	山口	740	鹿児島	289
				沖縄	3
				合計	11,615

(平成24年7月27日現在)

○漁業の方法(延べ隻数)



注: 1隻の漁船が複数の漁法を用いる場合があるため、届出件数と一致しない

資源管理の強化に向けた課題と今後の対応

- 太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、我が国が率先して資源管理に取り組む。

我が国の基本的考え方

- 未成魚の漁獲の抑制・削減
- 親魚資源量が歴史的な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回らないように管理

科学委員会
による
最新の資源
評価の反映

○沿岸漁業

- ・届け出の徹底(届け出漁船のポジティブリスト化)
- ・種苗採捕漁船の管理 等

○沖合漁業

- ・漁獲量削減の実施及び取組みの継続 等

○養殖業

- ・養殖漁場の数・規模の原則「現状維持」の徹底
- ・天然種苗用と人工種苗用漁場の仕分け 等

○国際対応

- ・WCPFC、IATTCとの連携の下、ルールを遵守しないクロマグロの輸入防止 等

実効を確保するための担保措置は、今後、広域漁業調整委員会等の場で検討

WCPFC会合で検討

国内クロマグロ養殖の管理強化について

国内クロマグロ養殖の生産増大に伴い、各地域で養殖用種苗として使用される未成魚の漁獲が急激に増大しており、全国的な観点から資源管理の強化が必要となっています。このことを踏まえ、農林水産省は、本日、クロマグロ養殖漁場の数や生け簀の規模を現状以上に拡大しないよう、漁業法の規定に基づく農林水産大臣の指示を、沿海都道府県の知事に対し発出しました。

1. 趣旨

国際社会においては、クロマグロの資源管理に高い関心が集まっており、我が国は、クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にあります。

こうした状況を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針（平成 8 年 10 月 28 日農林水産大臣策定）及び「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成 22 年 5 月 11 日農林水産省発表プレスリリース）に基づき、太平洋クロマグロに関する資源管理体制を強化してきたところです。

最近になって、クロマグロ養殖の生産増大に伴い、養殖用種苗として用いられる未成魚の漁獲が急激に増大しており、更なる対策の強化が必要となっています。特に、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした漁場の新たな設定及び生け簀の規模拡大は、我が国全体の未成魚に対する漁獲圧力の急激な増加を引き起こすため、慎重に対処していく必要があることから、漁業法の規定に基づき、農林水産大臣の指示を発出します。

2. 指示の内容

指示内容の概要は以下のとおりです。

クロマグロ養殖業について、原則として、

- (1) 各県の 1 年当たりの天然種苗の活込尾数が平成 23 年から増加するような養殖漁場の新たな設定を行わないこと。
- (2) 生け簀の規模拡大により各県の 1 年当たりの天然種苗の活込尾数が平成 23 年から増加することのないよう、漁業権に生け簀の台数等に係る制限又は条件を付けること。

3. その他

(参考)

・平成 22 年 5 月 11 日付けプレスリリース「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について

(1 / 2)

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kokusai/kanri_kyouka/index.html

<添付資料>

- ・ (別添1) 農林水産大臣指示文
- ・ (別添2) 参照条文
- ・ (別添3) まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針

お問い合わせ先

資源管理部漁業調整課

担当者：梶脇、竹田

代表：03-3502-8111 (内線 6701)

ダイヤルイン：03-3502-8476

FAX：03-3595-7332

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>

農林水産省指令24水管第1698号

〇 〇 知 事

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第6項（同法第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第11条第1項又は第2項の規定による漁業権の免許の内容たるべき事項等の決定又は変更及び同法第34条第1項の規定による漁業権への制限又は条件の付加に関して、下記中1の趣旨にのっとり、2のとおり指示する。

平成24年10月26日

農 林 水 産 大 臣 郡 司 彰

記

1. 趣旨

近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心が集まっており、我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

こうした状況を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号）第2条第1項の規定により定めたまぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針（平成8年10月28日農林水産大臣策定）及び「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月11日農林水産省発表プレスリリース）に基づき、都道府県知事及び漁業協同組合組合長に対しくろまぐろ養殖場及びくろまぐろを養殖している者の報告を求めるとともに、くろまぐろ養殖業者に対し養殖実績の提出を求め、そのとりまとめ結果を平成24年3月から公表する等、太平洋くろまぐろに関する資源管理体制を強化してきたところである。

しかしながら、くろまぐろ養殖業の生産増大に伴い、養殖用種苗として用いられる天然のくろまぐろ未成魚の漁獲が急激に増大しており、更なる対策の強化が必要となっている。特に、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした漁場の位置等の新たな決定等及び生け簀の規模拡大は、我が国全体のくろまぐろの未成魚の漁獲圧力の急激な増加を引き起こすため、慎重に対処していく必要がある。

2. 指示の内容

貴（都道府）県において、平成24年10月26日以降、当分の間は、くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業について、

- (1) 貴（都道府）県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、漁場の位置及び区域等の新たな決定又は変更により、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、免許の内容たるべき事項等の決定又は変更を行わなければならない。

(別添 1)

- (2) 貴(都道府)県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、生け簀の規模拡大により、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、漁業権に生け簀の形状、規格及び台数に係る制限又は条件を付けなければならない。

なお、都道府県の間で、これらの都道府県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数の合計が、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数の合計よりも増加しない範囲内となるよう調整を行うことは差し支えない。ただし、貴(都道府)県におけるくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、調整後の天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、免許の内容たるべき事項等の決定又は変更を行い、かつ、漁業権に生け簀の形状、規格及び台数に係る制限又は条件を付けなければならない。

参照条文

○漁業法 (抄)

(昭和 24 年法律第 267 号)

(免許の内容等の事前決定)

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3～5 (略)

6 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。

(漁業権の制限又は条件)

第三十四条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による制限又は条件の付加については、第十一条第六項の規定を準用する。

4～8 (略)

まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 101 号。以下「法」という。）の対象であるまぐろ資源のうち、くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、きはだ及びびんなが（以下「まぐろ」という）に関し、法第 2 条第 1 項に規定する基本方針を次のとおり定める。

平成 8 年 10 月 28 日 公表

平成 12 年 12 月 28 日 変更

平成 24 年 4 月 24 日 変更

1 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する基本的な指針

我が国は、世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別の地位を占めており、また、まぐろ漁業は、国民への良質な蛋白質の提供、地域経済の発展及び地域の雇用の確保という重要な役割を担っている。

安定的なまぐろの供給を確保するためには、まぐろ資源を維持増大していくことが最大の課題であり、海洋を広範囲に回遊する高度回遊性魚種であるまぐろ資源の維持増大を確保するためには、関係国等が、適切な保存管理措置の設定とその有効な実施のために協力することが不可欠である。

以上のような認識に立ち、我が国は、まぐろ資源の保存及び管理について、国際的なリーダーシップを積極的に発揮し、関係する沿岸国等及び漁業国等が参加する、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関を通じ関係国等と協力する等により、これを強化し、かつ、まぐろ資源の最適利用を促進するものとする。

2 まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項

我が国は、上記 1 の指針に基づき、大西洋まぐろ類保存国際委員会、全米熱帯まぐろ類委員会、みなみまぐろ保存委員会、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会を通じて、又はこれらの国際機関の活動に関連して自ら、以下の施策をとることによりまぐろ資源の保存及び管理の強化に積極的に協力していくものとする。特に、太平洋くろまぐろについては、我が国がその持続的利用に大きな責務を有していることを踏まえ、未成魚の漁獲が抑制・削減されるよう、また、親魚資源の持続的利用が図られるよう、まぐろ資源の保存及び管理の強化に必要な措置を積極的に講ずるものとする。

なお、これらの実施に当たっては、必要に応じ関係行政機関の間で緊密な連携をとるものとする。

(1) 国際機関におけるまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置の設定に資するための施策

- ① 漁獲量、漁獲努力量、養殖生産量等の漁業データ及び漁獲物の年齢組成等の科学的データの収集並びに資源状況等に関する科学調査の実施に努め、これらにより得られた資料を国際機関を通じ関係国等と交換するものとする。
- ② 国際機関における資源評価作業に積極的に参加するものとする。
- ③ 必要に応じて、関係国等と共同で資源状況等に関する科学調査を行

うものとする。

(2) 保存管理措置の有効性を確保するための施策

- ① 漁業法（昭和24年法律第267号）等に基づき指導、取締りの強化を含む所要の措置をとることにより、我が国の漁船による保存管理措置の遵守を確保するとともに、養殖業の実施状況を把握するものとする。
- ② 外国等の漁船によるまぐろを対象とした操業状況の把握に資するため、我が国のまぐろの輸入動向等に関する資料を収集・分析し、また、我が国漁船の取締りに従事する我が国漁業取締船による外国等の漁船の操業状況に関する情報の収集等に努めるとともに、必要に応じ関係国際機関等との情報交換等を推進するものとする。
- ③ 沿岸国等又は漁業国等であって、国際機関に加盟していないか、又は当該国際機関が設定する保存管理措置の適用に合意していないものに対しては、当該国際機関への加盟又は保存管理措置の適用に関する合意を促進するように努めるものとする。
- ④ 保存管理措置の有効性を減じていると認められる外国等の漁業活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう関係国際機関に要請するとともに、当該外国等に対して当該漁業活動を改善するよう要請するものとする。
- ⑤ 上記の要請にもかかわらず、相当の期間を経過しても当該外国等の漁業活動が改善されていない場合、個別の当該保存管理措置が対象としている資源ごとに検討を行い、当該外国等からのまぐろの輸入の制限を行うことが必要、かつ、適当であると認められ制限を実施するときは、法第6条に従い、WTO協定をはじめとする我が国が締結した条約その他の国際約束を遵守しつつ、当該国際機関の取決めに従うものとする。

3 その他まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する重要事項

- (1) まぐろ資源の維持増大を図るため、まぐろの増殖に関する技術の開発及び普及その他必要な事業を推進するものとする。
- (2) まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、国際機関、外国政府、まぐろ漁業を営む者又はまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者の組織する団体等と必要な情報を交換し、まぐろの生産、流通、加工等に関する情報の取りまとめ、普及等を推進するものとする。
- (3) まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、まぐろ漁業を営む者、まぐろの流通又は加工の事業を行う者等が組織する団体が実施する、適切な漁獲努力量の管理のための国際的な漁獲能力の削減並びに漁獲及び輸入に関する資料の収集・分析その他法の目的の達成に資する業務を支援するものとする。